

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年7月6日（火）

10：02～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1 件
- 政令 8 件
- 人事 3 件
- 配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。「構造改革特別区域基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、55歳以上の高年齢者等の就職支援を重点的に行う「シニア・ハローワーク」の設置等の特例措置について、全国展開するものであります。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣官房組織令の一部を改正する政令」は、当分の間、内閣総理大臣秘書官の定数を8人とするものであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年7月21日とするものであり、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令及び金融機能強化審査会令の一部を改正する政令」は、同改正法の一部施行に伴い、金融機関等が提出する経営基盤の強化のための実施計画の記載事項を定める等所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「臨床検査技師等に関する法律施行令」及び「臨床工学技士法施行令」の一部を改正する各政令は、医療法等の一部改正法の一部施行に伴い、臨床検査技師及び臨床工学技士が実施できる業務をそれぞれ追加するものであります。

次に、「道路法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和4年4月1日とするものであり、「車両制限令の一部を改正する政令」は、同改正法の一部施行に伴い、重量等が一定限度を超過する車両の登録等に係る手数料の額を定めるものであります。

次に、「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国土交通大臣がその管理を行う指定区間を変更するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が、G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため、8日から11日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、国家安全保障局長北村滋を願いに依り免じ、その後任に元外務事務次官秋葉剛男を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、林周二外128名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきまして、後程、総務大臣から御発言があります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2人以上の世帯の5月の消費支出は、1年前に比べ名目11.5%、実質11.6%の大きな増加となりました。「教養娯楽サービス」、「外食」などの前

年の消費水準が低かった反動により増加となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が依然大きく現れており、引き続き今後の動向を注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：麻生副総理は、海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤内閣官房長官を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、指定又は命じることといたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

坂本大臣から御発言がございます。

○坂本国務大臣：地方分権改革の提案募集については、今年も220件の提案を地方から頂きました。現在、関係府省に対し、これらの提案に関する検討要請を行っているところです。今後、地方分権改革有識者会議における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講ずることとしたいと考えております。政府としては、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧に示すことにより、地方側の納得を得る必要があります。関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現へ向け、地方からの提案を自ら御確認いただき、検討に当たって強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令 和 3 年) (火)
7 月 6 日

資 料 ◎ 一 般 案 件
あ り ○ 構 造 改 革 特 別 区 域 基 本 方 針 の 一 部 変 更 に つ い て (決 定) (内 閣 府 本 府)

資 料 ◎ 政 令
あ り ○ 内 閣 官 房 組 織 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (内 閣 官 房)
〃 ○ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 等 の 影 響 に よ る 社 会 経 済 情 勢 の 変 化 に 対 応 し て 金 融 の 機 能 の 強 化 及 び 安 定 の 確 保 を 図 る た め の 銀 行 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (金 融 庁)
〃 ○ 金 融 機 能 の 強 化 の た め の 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 施 行 令 及 び 金 融 機 能 強 化 審 査 会 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (金 融 庁 ・ 財 務 ・ 厚 生 労 働 ・ 農 林 水 産 省)
〃 ○ 臨 床 検 査 技 師 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (厚 生 労 働 省)
〃 ○ 臨 床 工 学 技 士 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (同 上)
〃 ○ 道 路 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (国 土 交 通 省)
〃 ○ 車 両 制 限 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (同 上)
〃 ○ 一 般 国 道 の 指 定 区 間 を 指 定 す る 政 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (国 土 交 通 ・ 財 務 省)

資 料 ◎ 人 事
な し ☆ 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 の 海 外 出 張 に つ い て (了 解)
資 料 ○ 秋 葉 剛 男 を 国 家 安 全 保 障 局 長 に 任 命 し , 国 家 安 全 保 障 局 長 北 村 滋 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に つ い て (決 定)
〃 ☆ 東 京 大 学 名 誉 教 授 林 周 二 外 1 2 8 名 の 叙 位 又 は 叙 勲 に つ い て (決 定)

◎ 配 布
☆ 家 計 調 査 報 告 (総 務 省)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]